



# 埼玉県報

第 90 号  
令和 2 年(2020 年)  
3 月 23 日  
月曜日

## 目次

### 告示

- 政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（入札審査課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 食品衛生法施行令に基づく食品衛生管理者等の養成施設の登録（食品安全課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 川口都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 川口都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 桶川都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 所沢都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 坂戸都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 幸手都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 越谷都市計画事業の認可及び事業計画の変更の周知（道路街路課）
- 羽生都市計画事業岩瀬土地区画整理事業の事業計画の変更認可（第 5 回）（市街地整備課）
- 令和 2 年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施の一部改正（建築安全課）
- 所沢都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 狭山都市計画下水道事業狭山公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 県道野田岩槻線の区域の変更（越谷県土整備事務所）

## 告示

### 埼玉県告示第二百二十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、令和二年度において埼玉県が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格  
建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に登録された者とする。
- 二 認定を受けることができない者
  - イ 次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。
    - ロ 埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）第九十一条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者
    - ハ 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千百八号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
  - ニ 入札公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成二十一年三月三十一日付け入審第五百十三号）に基づく入札参加停止措置を受けている期間がある者
  - ホ 入札公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日付け入審第九十七号）に基づく入札参加除外措置を受けている期間がある者
- へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者
  - (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者
  - (2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

- (3) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- (4) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- (5) 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者
- チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者
- リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適合であると認める者
- 三 認定を受けるための要件
  - イ 認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。
  - ロ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七个月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値
  - リ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
  - ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
  - ハ 自己資本の額
- 四 認定申請の方法及び資格の有効期間

入札公告において定める。

# 告 示

## 埼玉県告示第二百二十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

|                    |                          |                         |                        |                                  |          |
|--------------------|--------------------------|-------------------------|------------------------|----------------------------------|----------|
| 白畑<br>亨            | 山里<br>將瑞                 | 植田<br>守                 | 松澤<br>岳晃               | 鈴木<br>英二                         | 医師の氏名    |
| 呼吸器機能障害            | 肢体不自由                    | 障害<br>ぼうこう又は直腸機能        | 障害<br>ぼうこう又は直腸機能       | 音声・言語機能障害、<br>そしやく機能障害、肢<br>体不自由 | 指定障害区分   |
| 呼吸器内科              | 神経内科                     | 外科                      | 消化器外科                  | リハビリテーショ<br>ン科                   | 診療科名     |
| 埼玉医科大学病院           | 公益社団法人東松山医<br>師会東松山医師会病院 | 医療法人財団明理会イ<br>ムス富士見総合病院 | 医療法人社団明芳会イ<br>ムス三芳総合病院 | 医療法人社団廣和会埼<br>玉杉戸診療所             | 医療機関の名称  |
| 入間郡毛呂山町毛呂本郷<br>三十八 | 東松山市神明町一―十五<br>―十        | 富士見市鶴馬千九百六十<br>七―一      | 入間郡三芳町藤久保九百<br>七十四―三   | 北葛飾郡杉戸町本郷二百<br>七十三―一             | 医療機関の所在地 |
| 令和二年二月一日           | 令和元年十二月一日                | 平成三十年四月一日               | 平成三十年四月一日              | 平成二十九年十月一日                       | 指定年月日    |

|                   |                                |  |                     |            |            |
|-------------------|--------------------------------|--|---------------------|------------|------------|
| 白倉 聡              | 石原 秀章                          | 三浦 正稔                                  | 森 優                 | 岩渕 薫子      | 後藤 憲仁      |
| 音声・言語機能障害         | 自由<br>言語機能障害、肢体不<br>平衡機能障害、音声・ | 聴覚障害、平衡機能障<br>害、音声・言語機能障<br>害、そしてく機能障害 | 視覚障害                | 視覚障害       | 視覚障害       |
| 耳鼻咽喉科             | 脳神経外科                          | 耳鼻咽喉科                                  | 眼科                  | 眼科         | 眼科         |
| 埼玉県立がんセンター        | 社会医療法人至仁会圏<br>央所沢病院            | T M G あさか医療セン<br>ター                    | T M G あさか医療セン<br>ター | よつばアイクリニック | 戸田ごとう眼科    |
| 北足立郡伊奈町小室七<br>百八十 | 所沢市東狭山ヶ丘四<br>二千六百九十二―一         | 朝霞市溝沼千三百四十<br>―一                       | 朝霞市溝沼千三百四十<br>―一    | 鴻巣市本町二―六―四 | 戸田市新曾七百九十六 |
| 令和二年二月二十一日        | 令和二年二月二十一日                     | 令和二年二月二十一日                             | 令和二年二月二十一日          | 令和二年二月二十一日 | 令和二年二月二十一日 |

|                            |                                |                      |                      |                       |                          |
|----------------------------|--------------------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|--------------------------|
| 奥田<br>秀司                   | 堀越<br>隆二                       | 鎗田<br>文              | 清水<br>暢裕             | 小平<br>聡               | 金子<br>研吾                 |
| 肢体不自由                      | 肢体不自由                          | 肢体不自由                | 肢体不自由                | 肢体不自由                 | 聴覚障害、平衡機能<br>障害          |
| 整形外科                       | 整形外科                           | 神経内科                 | 脳神経外科                | 形成外科                  | 耳鼻咽喉科                    |
| 整形外科<br>医療法人寺田会おくだ整<br>形外科 | 医療法人社団武蔵野会<br>TMGあさか医療センタ<br>ー | 埼玉医療生活協同組合<br>羽生総合病院 | 医療法人啓清会関東脳<br>神経外科病院 | 社会福祉法人埼玉慈恵<br>会埼玉慈恵病院 | よしなみ耳鼻科クリニッ<br>ク         |
| 蕨市中央三―三―十五                 | 朝霞市溝沼千三百四十<br>―                | 羽生市下岩瀬四百四十<br>六      | 熊谷市代千百二十             | 熊谷市石原三―二百八            | 鶴ヶ島市富士見一―二<br>―ワカパウオーク二階 |
| 令和二年二月二十一日                 | 令和二年二月二十一日                     | 令和二年二月二十一日           | 令和二年二月二十一日           | 令和二年二月二十一日            | 令和二年二月二十一日               |

|                    |                       |                    |                  |                      |                         |
|--------------------|-----------------------|--------------------|------------------|----------------------|-------------------------|
| 中村<br>玲            | 小古山<br>由佳子            | 中埜<br>信太郎          | 浜田<br>寛昭         | 高橋<br>暁行             | 瀧沢<br>裕司                |
| じん臓機能障害            | 心臓機能障害                | 心臓機能障害             | 心臓機能障害           | 心臓機能障害               | 肢体不自由                   |
| 腎臓内科               | 循環器内科                 | 循環器科               | 内科               | 循環器内科                | 小児科                     |
| 小川赤十字病院            | 医療法人社団愛友会上<br>尾中央総合病院 | 埼玉医科大学国際医療<br>センター | 医療法人三和会東鷲宮<br>病院 | 埼玉医療生活協同組合<br>羽生総合病院 | 独立行政法人国立病院<br>機構西埼玉中央病院 |
| 比企郡小川町小川千五百<br>二十五 | 上尾市柏座一―十―十            | 日高市山根千三百九十七<br>―   | 久喜市桜田二―六―五       | 羽生市下岩瀬四百四十六          | 所沢市若狭二―千六百七<br>十一       |
| 令和二年二月二十一日         | 令和二年二月二十一日            | 令和二年二月二十一日         | 令和二年二月二十一日       | 令和二年二月二十一日           | 令和二年二月二十一日              |



|                    |                         |                       |                  |                         |                    |
|--------------------|-------------------------|-----------------------|------------------|-------------------------|--------------------|
| 内田<br>義孝           | 小口<br>展生                | 松岡<br>直樹              | 塩田<br>裕也         | 岡田<br>良美                | 森下<br>哲夫           |
| 呼吸器機能障害            | 呼吸器機能障害                 | じん臓機能障害               | じん臓機能障害          | じん臓機能障害                 | じん臓機能障害            |
| 呼吸器内科              | 呼吸器内科                   | 泌尿器科                  | 腎臓内科             | 腎臓内科                    | 内科                 |
| 埼玉医科大学病院           | 医療法人社団光陽会み<br>ずほ台サンクリニク | 医療法人社団愛友会三<br>郷中央総合病院 | 社会医療法人熊谷総合<br>病院 | 医療法人財団明理会イ<br>ムス富士見総合病院 | 医療法人社団富家会富<br>家病院  |
| 入間郡毛呂山町毛呂本郷<br>三十八 | 富士見市西みずほ台一<br>一〇一       | 三郷市中央四一五一一            | 熊谷市中西四一五一一       | 富士見市鶴馬千九百六十<br>七一一      | ふじみ野市亀久保二千百<br>九十七 |
| 令和二年二月二十一日         | 令和二年二月二十一日              | 令和二年二月二十一日            | 令和二年二月二十一日       | 令和二年二月二十一日              | 令和二年二月二十一日         |

|   |                         |                                      |                         |                         |                       |
|---|-------------------------|--------------------------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------------|
| 日比<br>康太                                | 濱野<br>達也                | 松村<br>真樹                             | 小川<br>一栄                | 金尾<br>健人                | 廣瀬<br>友城              |
| 害<br>能障害、小腸機能障<br>害<br>ぼうこう又は直腸機<br>能障害 | 能障害<br>ぼうこう又は直腸機<br>能障害 | 能障害<br>ぼうこう又は直腸機<br>能障害              | 能障害<br>ぼうこう又は直腸機<br>能障害 | 能障害<br>ぼうこう又は直腸機<br>能障害 | 呼吸器機能障害               |
| 外科                                      | 泌尿器科                    | 一般消化器外科                              | 泌尿器科                    | 泌尿器腫瘍科                  | 呼吸器内科                 |
| 総合病院<br>医療法人誠壽会上福岡                      | 秩父市立病院                  | 社会医療法人ジャパン<br>メディカルアライアン<br>ス東埼玉総合病院 | 医療法人社団愛友会上<br>尾中央総合病院   | 埼玉医科大学国際医療<br>センター      | 独立行政法人国立病院<br>機構東埼玉病院 |
| 一<br>ふじみ野市福岡九百三十                        | 秩父市桜木町八―九               | 幸手市吉野五百十七―五                          | 上尾市柏座一―十―十              | ―<br>日高市山根千三百九十七        | 蓮田市黒浜四千百四十七           |
| 令和二年二月二十一日                              | 令和二年二月二十一日              | 令和二年二月二十一日                           | 令和二年二月二十一日              | 令和二年二月二十一日              | 令和二年二月二十一日            |

|               |                  |              |              |
|---------------|------------------|--------------|--------------|
| 葛西<br>豊高      | 大岩<br>正夫         | 石岡<br>大輔     | 藤間<br>泰      |
| 肝臓機能障害        | ぼうこう又は直腸機能障害     | ぼうこう又は直腸機能障害 | ぼうこう又は直腸機能障害 |
| 消化器科          | 外科               | 外科           | 外科           |
| 深谷赤十字病院       | 医療法人愛應会騎西クリニック病院 | 秩父市立病院       | 医療法人藤和会藤間病院  |
| 一 深谷市上柴町西五―八― | 一 加須市日出安千三百十三―   | 秩父市桜木町八―九    | 熊谷市末広二―百三十七  |
| 令和二年二月二十一日    | 令和二年二月二十一日       | 令和二年二月二十一日   | 令和二年二月二十一日   |

# 告 示

## 埼玉県告示第二百二十八号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第九条第一項第一号の規定により、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設を次のとおり登録した。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 養成施設の名称及び所在地

十文字学園女子大学人間生活学部食品開発学科

埼玉県新座市菅沢二丁目一番二十八号

### 二 登録年月日

令和二年三月二日

## 告 示

### 埼玉県告示第百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

くみまちモールにいざ

埼玉県新座市大和田二・三丁目地区土地区画整理事業地二十二街区十街区

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）カインズモール新座

埼玉県新座市大和田二・三丁目地区土地区画整理事業地二十二街

区十街区

（変更後）くみまちモールにいざ

埼玉県新座市大和田二・三丁目地区土地区画整理事業地二十二街

区十街区

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前）株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

（変更後）株式会社カインズ 代表取締役 高家正行

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号 外 計二者

（変更後）株式会社カインズ 代表取締役 高家正行

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号 外 計二者

#### ハ 変更年月日

平成三十一年三月一日外

#### ニ 届出年月日

令和二年二月十四日

二 縦覧期間

令和二年三月二十三日から令和二年七月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年三月二十三日から令和二年七月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

くみまちモールにいざ

埼玉県新座市大和田二・三丁目地区土地区画整理事業地二十二街区十街区

#### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 九〇五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 八〇五台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 八か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 六か所 位置 図面省略

#### ハ 変更年月日

令和二年十月十五日

#### ニ 届出年月日

令和二年二月十四日

### 二 縦覧期間

令和二年三月二十三日から令和二年七月二十三日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和二年三月二十三日から令和二年七月二十三日まで

#### ロ 意見書提出先





# 告示

## 埼玉県告示第百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン吉川美南

埼玉県吉川市美南三丁目二十三―一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 六千八百平方メートル

（変更後） 一万千八百平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 二七二台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 八九四台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 一九五台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 三三八台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 位置 図面省略 面積 一四三平方メートル

（変更後） 位置 図面省略 面積 二二三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 位置 図面省略 容量 九七立方メートル

（変更後） 位置 図面省略 容量 一四七立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前零時から翌午前零時

（変更後） 十七街区 午前零時から翌午前零時

十八・十九街区 午前九時から午後十一時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 出入口の数 三か所 位置 図面省略

（変更後） 出入口の数 八か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前零時から翌午前零時

(変更後) 十七街区 午前零時から翌午前零時

十八・十九街区 午前六時から翌午前二時

ハ 変更年月日

令和二年十一月五日

ニ 届出年月日

令和二年三月四日

二 縦覧期間

令和二年三月二十三日から令和二年七月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年三月二十三日から令和二年七月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

## 埼玉県告示第二百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示第八百十三号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 事業施行期間

平成十五年四月一日から令和五年三月三十一日まで

### 二 変更に係る事業地

#### イ 収用の部分

変更なし

#### ロ 使用の部分

変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第二百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示第八百十六号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 事業施行期間

平成十五年四月一日から令和三年三月三十一日まで

#### 二 変更に係る事業地

##### イ 収用の部分

変更なし

##### ロ 使用の部分

変更なし

# 告 示

## 埼玉県告示第百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十六年埼玉県告示第千八百九十六号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 事業施行期間

平成十六年十月一日から令和七年三月三十一日まで

### 二 変更に係る事業地

#### イ 収用の部分

変更なし

#### ロ 使用の部分

変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第二百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十九年埼玉県告示第千十九号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 事業施行期間

平成十九年六月二十二日から令和七年三月三十一日まで

#### 二 変更に係る事業地

##### イ 収用の部分

変更なし

##### ロ 使用の部分

変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十四年埼玉県告示第千七百八十二号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 事業施行期間

平成二十四年十二月二十八日から令和七年三月三十一日まで

#### 二 変更に係る事業地

##### イ 収用の部分

変更なし

##### ロ 使用の部分

変更なし

# 告 示

## 埼玉県告示第二百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十三年埼玉県告示第二百九十一号で告示した川口都市計画道路事業（川口市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 事業施行期間

平成十三年三月六日から令和七年三月三十一日まで

### 二 変更に係る事業地

- イ 収用の部分  
変更なし
- ロ 使用の部分  
変更なし



## 告 示

### 埼玉県告示第二百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十五年埼玉県告示第三百九十六号で告示した川口都市計画道路事業（川口市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 事業施行期間

平成二十五年四月一日から令和七年三月三十一日まで

#### 二 変更に係る事業地

##### イ 収用の部分

変更なし

##### ロ 使用の部分

変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第二百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十七年埼玉県告示第三百六十三号で告示した桶川都市計画道路事業（桶川市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 事業施行期間

平成二十七年四月三日から令和四年三月三十一日まで

#### 二 変更に係る事業地

##### イ 収用の部分

変更なし

##### ロ 使用の部分

変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第二百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十六年埼玉県告示第百二十四号で告示した所沢都市計画道路事業（所沢市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 事業施行期間

平成二十六年一月三十一日から令和三年三月三十一日まで

#### 二 変更に係る事業地

##### イ 収用の部分

変更なし

##### ロ 使用の部分

変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第二百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十六年埼玉県告示第七百九十号で告示した坂戸都市計画道路事業（坂戸市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 事業施行期間

平成二十六年五月二十七日から令和八年三月三十一日まで

#### 二 変更に係る事業地

##### イ 収用の部分

変更なし

##### ロ 使用の部分

変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第二百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十三年埼玉県告示第千三百二号で告示した幸手都市計画道路事業（宮代町施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 事業施行期間

平成二十三年十一月四日から令和三年三月三十一日まで

#### 二 変更に係る事業地

##### イ 収用の部分

変更なし

##### ロ 使用の部分

変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第二百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（平成十九年関東地方整備局告示第百八十六号）及び同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示（令和二年関東地方整備局告示第百二十号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 施行者の名称  
埼玉県
- 二 事務所の所在地  
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号
- 三 都市計画事業の種類及び名称  
平成十九年関東地方整備局告示第百八十六号越谷都市計画道路事業三・三・一  
号越谷吉川線
- 四 事業施行期間  
平成十九年四月十九日から令和七年三月三十一日まで
- 五 事業地の所在
  - イ 収用の部分  
埼玉県越谷市東町二丁目並びに吉川市大字平沼及び大字吉川地内
  - ロ 使用の部分  
埼玉県越谷市東町一丁目及び東町二丁目並びに吉川市大字平沼地内

# 告 示

## 埼玉県告示第二百四十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 組合の名称

羽生市岩瀬土地区画整理組合

### 二 事業施行期間

平成八年十一月二十六日から令和十五年三月三十一日まで

### 三 施行地区

埼玉県羽生市大字上岩瀬字中妻の一部、大字中岩瀬字中谷、字当摩、字一丁田、字藏敷の全部及び字中岩瀬、字原の各一部、大字下岩瀬字下岩瀬の一部、大字小松字小松、字大門北の各一部、大字桑崎字深田、字下口、字稻荷宮、字中通の全部及び字桑崎の一部、大字上羽生字藏敷、字新田前の全部、南八丁目、西三丁目の各一部

### 四 事務所の所在地

埼玉県羽生市大字中岩瀬五百八十八番地一

### 五 設立認可の年月日

平成八年十一月二十六日

### 六 変更認可の年月日

令和二年三月二十三日

## 告 示

### 埼玉県告示第二百四十五号

令和二年埼玉県告示第百六十七号（令和二年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施）の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

四イ(1)中「令和二年三月三十一日（火）」を「令和二年四月十三日（月）」に改め、四ハを次のように改める。

ハ 受験要領及び受験申込書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和二年三月十六日（月）から令和二年四月十三日（月）まで

(2) 配布場所

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号 埼玉建産連会館五階

一般社団法人埼玉建築士会



## 告 示

### 埼玉県告示第二百四十六号

所沢市から所沢都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項（第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項）の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

# 告 示

## 埼玉県告示第二百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第千四百二十六号で告示した狭山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 施行者の名称

狭山市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

狭山都市計画下水道事業狭山公共下水道

### 三 事業施行期間

昭和四十六年十月二十九日から令和五年三月三十一日まで

### 四 変更に係る事業地

#### イ 汚水

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

変更なし

#### ロ 雨水

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

変更なし

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 野田岩槻線
- 三 道路の区域

| 新<br>C                                     | 新<br>B                                     | 旧<br>新<br>別      |
|--|--|------------------|
| 春日部市増戸字天神原二五八番三地从先から<br>同市増戸字天神原三三八番三地从先まで | 春日部市増戸字天神原一七五番一地从先から<br>同市増戸字真菰原一〇九番一地从先まで | 区<br>間           |
| 二〇・〇〇〇<br>二二・五〇                            | 一八・〇〇〇<br>三〇・一五                            | 敷地の幅員<br>(メートル)  |
| 一〇二・四五                                     | 六五一・五〇                                     | 延<br>長<br>(メートル) |
|  |  | 備<br>考           |